

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅶ-1	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
－	－	－	－	－	－	－	－	－

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。	Ⅶ その他業務運営に関する重要な事項 1 施設及び設備に関する計画 該当なし。	<主な定量的な指標> － <その他の指標> －	<主要な業務実績> 該当なし。	<評価と根拠> 評価：－	
	2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	2 中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。		次期中期計画目標期間にわたる契約を行った。		
	3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。	3 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項（附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する積立金の使途 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた積立金は、同法第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるものとする。		令和元年 6 月 30 日付けで主務大臣の承認を受け、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 11 条に規定する業務に係る借入金の金利変動リスクへの対応に充てるため、「前中期目標期間繰越積立金」1,000 億円を計上し、自己資本の充実を図った。		

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-2	VII その他業務運営に関する重要な事項		
	4 内部統制の適切な運用 5 業務運営の透明性の確保等 (1) 業務運営の透明性の確保 (2) 情報セキュリティの確保 (3) 個人情報の保護 6 人事に関する計画 (1) 方針 (2) 人材育成 (3) 人件費管理の適正化 (4) ダイバーシティの推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
VI その他業務運営に関する重要な事項 1. 内部統制の適切な運用 コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部統制の一層の充実・強化を図ること。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	4 内部統制の適切な運用 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知)を踏まえ、業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、理事長のリーダーシップのもと、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行い、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。 コンプライアンスに関する研修の実施、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・内部統制の仕組みが有効に機能するよう、内部統制を推進する業務運営等について実態の検証・確認、必要な見直し等を行ったか。 ・国民が利用しやすい形での情報提供、適切な情報セキュリティ対策の推進、個人情報保護に関する適切な管理の徹底等により、業務運営に関する透明性の確保等が図られているか。	<主要な業務実績> 業務方法書の規定に基づき整備した内部統制の推進に関する規程等に基づき、以下のとおり実施した。 ・機構の重要な意思決定については、全役員で構成される理事会で審議を行った。 業務の適正確保を目的としたモニタリングを実施した。 ・業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別し、リスク一覧表を整備してリスク管理を実施した。 ・「内部統制の推進に関する実施方針」に基づき、職員の意識向上、普及啓発等を実施した。 ・理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプ	<評定と根拠>VII-4、5-(1)(2)(3)、6-(1)(2) 評定：B 業務方法書に定めた事項を確実に実施するとともに、モニタリングを通して実態の検証・確認、必要な見直し等を行うことにより、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保した。 外部講師によるコンプライアンス研修について、職員の受講履歴を管理して実施するとともに、TV 会議システムを活用する等、実施方法を見直しし、コンプライアンス等に係る職員の意識向上、周知徹底等を図った。 また、各種研修への参加により、内部監査に従事する職員の資質及び	

				<p>ライアンス実践状況の確認等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イントラネットを活用した研修を継続して実施した。 ・外部講師によるコンプライアンス研修について、職員が3年に1度は受講できるよう受講履歴を管理して実施するとともに、遠方事務所の職員が受講しやすいようにTV会議システムを活用した。 ・一般社団法人主催の外部研修や会計検査院主催の政府出資法人等内部監査業務講習会への参加により、内部監査に従事する職員の資質及び能力の更なる向上を図った。 	<p>能力の更なる向上等、内部統制の一層の充実・強化を図った。</p> <p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ホームページについて、コンテンツの適切な管理・更新や「公式アカウント一覧」の公開により、国民が利用しやすい形での情報提供に努めた。</p> <p>国、関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して、外部専門機関の脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、適切なセキュリティ対策を継続して推進した。また、役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るため、階層別研修、標的型攻撃メール訓練等を適切に実施した。</p> <p>個人情報の保護について、法令に基づく適切な対応や各種研修を実施し、適切な管理の徹底を図った。</p> <p>人員数については、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置した。</p> <p>人材育成については、管理職層のマネジメント力強化の研修を新たに設けるとともに、自己啓発支援については、通信教育受講や資格取得の奨励に加え、外での学びの機会として、外部研修機関主催の講座選択型研修、ビジネススクールへの派遣及び海外語学研修への派遣など、社外</p>
<p>2. 業務運営の透明性の確保等</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施すること。また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。</p> <p>さらに、機構が保有する個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切な対応を行うこと。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>5 業務運営の透明性の確保等</p> <p>(1) 業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p>	<p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ホームページについては、コンテンツの適切な管理・更新により、利用者にタイムリーかつ分かりやすい情報提供を継続することに加え、ソーシャルメディアによる情報発信の信頼性を高めるため、「公式アカウント一覧」を公開した。</p>	<p>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、マニュアルの見直しを行い周知徹底を図った。</p> <p>国、関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、セキュリティ対策を継続して適切に推進した。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るた</p>	
	<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を</p>	<p>(2) 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」（平成30年7月27日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p>また、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を</p>		<p>「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、マニュアルの見直しを行い周知徹底を図った。</p> <p>国、関係機関と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセスに対して、外部専門機関による脆弱性検査やペネトレーションテストを実施し、セキュリティ対策を継続して適切に推進した。</p> <p>役職員等に対する情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図るた</p>	<p>人材育成については、管理職層のマネジメント力強化の研修を新たに設けるとともに、自己啓発支援については、通信教育受講や資格取得の奨励に加え、外での学びの機会として、外部研修機関主催の講座選択型研修、ビジネススクールへの派遣及び海外語学研修への派遣など、社外</p>

	<p>継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>	<p>継続して実施する。</p> <p>さらに、役職員に対する研修を実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。</p>		<p>め、階層別研修、標的型攻撃メール訓練等を実施した。</p>	<p>での学びも積極的に推進した。特に、技術系職員に対しては「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、環境を整えた。</p>
	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を毎年度実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>	<p>(3) 個人情報の保護</p> <p>個人情報の保護に関しては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき適切な対応を行うとともに職員に対する研修を実施し、適切な管理の徹底を図る。</p>		<p>個人情報の保護について、法令に基づき適切な対応を行うとともに、イントラネットを活用した職員向けの研修を実施する等、適切な管理の徹底を図った。</p>	<p>人件費管理の適正化については、法人の業績を特別手当に反映させる仕組みを導入した。</p>
<p>3. 人事に関する計画</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努めること。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行うこと。</p> <p>また、社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させることや、都市再生、賃貸住宅に係る業務、東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継することに加え、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流等による人材育成を実施すること。</p> <p>人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映な</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT(職場内研修)・OffJT(職場外研修)及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主</p>	<p>6 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>人員については、都市開発の海外展開支援、団地再生等の各事業における政策上の重要性の増大を勘案し、業務上、経営上の目標の達成のために必要な人員を適正な規模で配置しつつ、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援の進捗状況及び各事業における必要性等を踏まえ、規模の縮減に努める。また、災害発生時等の緊急時には、社会から期待される役割を果たすため、重点的な人員配置を行う。</p> <p>(2) 人材育成</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、OJT(職場内研修)・OffJT(職場外研修)及び自己啓発支援を実施するとともに、配置任用計画との適切な連携により、これまで都市再生、賃貸住宅に係る業務や東日本大震災からの復興に係る業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力を承継する。さらに、新たな政策課題等に対応するため、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織との人材交流、外部機関主</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の的確な推進に必要な人員を確保し、人員の適正な配置により業務運営の効率化を図っているか。 ・社会情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるため、業務等を通じて培ってきた機構のノウハウ、技術力の承継を行っているか。 ・給与水準について、事務・事業の特性等を踏まえた水準とするとともに、職員の士気や業績の向上に資するような業績を反映した給与のあり方について検討を行っているか。 ・多様化する社会ニーズに対応し、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備したか。 	<p>人員数については、ニュータウン事業の収束、東日本大震災の復興支援業務の進捗状況及び各事業における必要性を踏まえ、業務上、経営上の目標達成のために必要な人員を適正な規模で配置し、業務運営の効率化を図った。</p> <p>機構の中期計画等で定める人材育成の方針を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など機構の業務に求められる能力・専門性の向上を目的として、令和元年度において、205件、延べ7,626人に研修を実施した。</p> <p>管理職を対象に、部下職員をマネジメントする能力を向上させることを目的として、管理職マネジメント研修を実施した。</p> <p>また、外部研修機関が提供している公開型研修プログラムから、職員が希望する講座(数時間～1日)を受講可能とするとともに、昨年度の試行実施において職員から好評を得たeラーニングを本格導入する等、職員の自己啓発への意識を高めた。</p> <p>技術力の承継に関しては、技術系職員に対して「研修シラバス」に基づき、これまで蓄積してきた技術力を着実に承継できるよう、また、総合力と専門力の知識をバランスよく、体系的に</p>	<p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成31年4月1日～令和6年3月31日)における目標(女性の管理職等の人数(平成30年度末39人)を期間内に倍増させる)達成に向け、令和元年度末時点で女性管理職等の人数を44名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、部分休業の制度の拡充(小1まで)及びモバイルパソコンの拡充とあわせてテレワーク勤務(在宅勤務等)の本格実施を開始した。また、機構の事務所以外にも民間サテライトオフィスの利用を可能とした</p> <p>障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図り、法定雇用率を達成した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>

<p>ど、給与体系の適切な運用を行う。 多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備するなど働き方改革に取り組むこと。</p>	<p>催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進 多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>	<p>催の研修への派遣等による人材育成を実施する。</p> <p>(3) 人件費管理の適正化 独立行政法人改革等に関する基本的な方針及び独立行政法人通則法第50条の10の規定の趣旨を踏まえ、給与について、その水準が事務・事業の特性等を踏まえたものとなるよう留意しつつ、引き続き個人業績の反映強化を行うとともに、法人の業績を反映した給与のあり方について検討を行い、優れた人材を継続的に確保し定着させるとともに、その士気の向上を図る。</p> <p>(4) ダイバーシティの推進 多様化する社会ニーズに対応し、働き方改革を推進するため、女性の積極的な採用や女性が活躍しやすい環境整備、障害者も含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や創造力の発揮に資する職場環境を整備する。</p>		<p>習得できるよう環境を整えた。</p> <p>さらには、政策課題を的確に捉え、課題解決に必要な情報や知見を得ることができるよう、国、地方公共団体、他の独立行政法人等外部組織への出向・派遣を積極的に実施した。</p> <p>特別手当について、職員の意欲を向上させるとともに優秀な人材の確保と定着を図るため、法人の業務実績が一定の要件を満たす場合に当該実績を手当に反映させることができる制度を創設するとともに、上位評価者の加算月数及び配分割合を見直すことにより、個人の勤務成績の反映強化を図った。</p> <p>女性の活躍推進については、平成31年に策定した「育児・介護と仕事の両立及び女性活躍推進に関する行動計画」(平成31年4月1日～令和6年3月31日)における目標(女性の管理職等の人数(平成30年度末39人)を期間内に倍増させる)達成に向け、令和元年度末時点で女性管理職等の人数を44名とするとともに、引き続き女性の採用拡大に努めた。</p> <p>また、働き方改革の一環として進めている、働く時間と場所の柔軟化については、部分休業の制度の拡充(小1まで)及びモバイルパソコンの拡充とあわせてテレワーク勤務(在宅勤務等)の本格実施を開始した。また、機構の事務所以外にも民間サテライトオフィスの利用を可能とした。</p> <p>障害者雇用についても、積極的な採用と定着を図り、法定雇用率を達成した。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII-3	VII その他業務運営に関する重要な事項	7 保有資産の適切な管理・運用 8 環境及び都市景観への配慮 (1) 地球温暖化対策の推進 (2) 建設副産物のリサイクルの推進 (3) 環境物品等の調達 (4) 都市の自然環境の保全・創出 (5) 良好な都市景観の形成 9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元 (1) 研究開発の実施 (2) 成果の社会還元	
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4. 保有資産の適切な管理・運用 機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、適切に管理・運用を行う。	7 保有資産の適切な管理・運用 機構が賃貸に供している敷地その他の機構が保有する資産については、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、適切に管理・運用を行う。	<主な定量的な指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・地域づくり・まちづくりにおける課題への対応、経営管理等の観点から踏まえ、機構が保有する資産の適切な管理・運用を行ったか。	<主要な業務実績> 令和元年8月に策定・公表した市街地整備特別業務に係る「賃貸宅地資産の管理・運用方針」において、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応及び経営管理等の観点から踏まえ適切に管理・運用を行う旨を定めた。この方針に基づき、金利上昇や地価下落に伴うリスクに備え資産圧縮を行うなど、適切に管理・運用を行った。	<評定と根拠>VII-7、8-(1)(2)(3)(4)(5)、9-(1)(2) 評定：B 機構が保有する資産については、適切に管理・運用を行った。 地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として19,600トンの削減を実現した。	

<p>りにおいては、質の高い景観形成を推進すること。</p>	<p>り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>り、美しく、環境負荷が低減された安全で快適なまちづくりを推進する。</p>	<p>生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。</p>	<p>二酸化炭素排出削減の枠組みとともに、令和元年度から5ヵ年の二酸化炭素排出に関する中長期及び短期数値目標を設定した。</p> <p>地球温暖化対策を着実に推進するため、各本部支社のオフィスで実施した環境配慮の活動を相互に共有し省エネ意識の向上を図るとともに、UR賃貸住宅の共用部では省エネ性能の高い照明器具へ改修したこと等により、令和元年度における二酸化炭素排出量を、平成25年度を基準として19,600トン削減した。</p>	<p>に再資源化を推進し、環境物品等の調達は設定した目標を達成した。</p> <p>既存樹木の活用を3地区、屋上緑化を3地区で実施する等グリーンインフラを活用した都市の自然環境の保全・創出についても着実に推進した。</p> <p>良好な都市景観の形成に係る施策として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等において機構のノウハウを活用した景観ガイドライン遵守を公募条件とした。また、事業地区において都市景観大賞等の賞を11件受賞した。</p> <p>研究開発については、国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、機構事業のフィールドを活用し、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を42件、急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発18件を実施した。そのうちAI・IoTを活用したまちや住まいづくりに係る共同研究では、研究のコンセプトを具現化したスタートアップモデルを通じて実施内容を情報発信した後、研究会を立ち上げて民間企業48社が参加した。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の間として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施やイベントへの出展等をおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果</p>
	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>	<p>(1) 地球温暖化対策の推進</p> <p>「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)、政府の温室効果ガス総排出量の削減目標を踏まえ、機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画(UR-eco Plan 2019)に基づき、二酸化炭素排出量の削減を推進する。</p>			

対象品目		令和元年度	
		目標値	実績値
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.96%
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.98%
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	99.93%
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	100.00%
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	85.81%
	排出率	1.8%以下	1.85%
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	99.53%
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上	99.83%

注：集計対象は令和元年度に完了した契約金額500万円以上の工事

(3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

(4) 都市の自然環境の保全・創出

環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。

(3) 環境物品等の調達

環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第6条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成13年2月2日閣議決定）の基準を満たしたものを、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。

また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。

(4) 都市の自然環境の保全・創出

環境負荷の低減や居心地のよい空間形成を図るために、既存樹木の保存・移植等による緑地の保全や、既成市街地における屋上等建築物の緑化、周辺環境と連携した生物多様性の配慮、雨水浸透工法による地下水涵養等、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進し、都市の自然環境の保全・創出を図る。

環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たした特定調達品目等のうち、公共工事を除く調達については100%（機能・性能上の理由から調達できなかったものを除く）調達し、また、公共工事では数値目標を設定した15品目について100%目標達成した。

都市の自然環境の保全について、既存樹木の利活用として、浜見平団地において昭和39年に植栽され大きく成長した樹木を移植・保存し団地の記憶や歴史を継承する環境を整備した。他2地区でも同様に実施した。屋上緑化として、四谷駅前地区において建物の基壇部を雛段状に緑化することで、地上部の植栽と合わせ、外濠の豊かな緑との連続性を確保し、皇居等周辺からの生物を呼び込み、生物多様性の向上に寄与する自然環境の創出を行った。他2地区でも同様に実施した。そのほか地下水涵養を図る透水性舗装等を浜見平団地他12地区で実施し、グリーンインフラを活用したまちづくりを推進した。

の発表を、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。研究成果のなかから、特許出願2件、特許登録1件を行うとともに、「室内臭気低減工法」はプレスリリースを行い、技術提供を実施した。また、旧赤羽台団地のスターハウスを含む4棟が団地初の登録有形文化財（建造物）に登録されたほか、集合住宅歴史館は、2,504名が来館し、研修や大学等の授業に活用され、各種取材を受けるなど、集合住宅の歴史や技術の普及に貢献した。以上のPRに資する広報活動を積極的に実施するなど対外的な情報発信に努めた。

これらを踏まえ、B評価とする。

	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>	<p>(5) 良好な都市景観の形成</p> <p>にぎわいの形成を図る等地域の価値向上や住民の都市や団地に対する愛着や誇りを醸成させるために、地域の自然、生活、歴史、文化等の特性や、機構が継承してきた建物や樹木等の環境資源を積極的に活用し、新たな価値を加える建物のリノベーション・コンバージョン、居心地のよい団地の屋外空間や公的空間への再生、ランドマークの創造や良質な街並みの形成等を推進し、質の高い景観形成を図る。</p>		<p>令和元年度における、良好な都市景観の形成に資する実績として、整備敷地の譲渡等を行った豊四季台地区等5地区において、良好な街並み及び景観形成・居住環境の向上を図るために策定した景観ガイドラインを公募条件として示した。また、事業地区において都市景観大賞、日本都市計画学会計画設計賞、全建賞(都市部門)、緑の都市賞(国土交通大臣賞)、及び土木学会デザイン賞(最優秀賞)等の賞を11件受賞した。</p> <p>また、居心地が良く使われる公共空間をつくる手法を整理し中間とりまとめを行い、プレスリリースを実施した。</p>		
<p>6. 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>	<p>9 国の施策等に対応した研究開発の実施及び成果の社会還元</p> <p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等の研究開発を機構事業のフィールドで行うとともに、得られた成果については積極的に社会還元する。</p>		<p>国の施策等への対応、機構事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据え、技術的検討や社会実装に向けた実証実験等を機構事業のフィールドで行った。</p> <p>蓄積した研究成果等の社会還元の場合として日本建築学会での発表や「ひと・まち・くらしシンポジウム」等を実施し対外的な情報発信を行った。</p>		
	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>	<p>(1) 研究開発の実施</p> <p>集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を重点的に行う。</p> <p>なお、急速なAI・IoT等技術革新やBIM・CIM推進への対応、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上・効率化等に資する技術について、国の研究機関、学識者、民間事業者等との共同研究等、関係者と連携した研究開発を積極的に推進する。</p>		<p>重点テーマとして掲げた、集合住宅ストックの維持・更新・再生、災害への対応、地域活性化、環境負荷低減等に係る研究開発を42件実施した。(継続案件含む)</p> <p>急速なAI・IoT等技術革新や建設分野におけるBIM・CIM導入の推進、コスト削減、商品性・生産性の向上、施工上の安全性向上及び効率化等に資する技術に関する研究開発を18件実施した。(継続案件含む)</p> <p>このうちAI・IoTを活用した</p>		

				<p>まちや住まいづくりに係る、INIAD（東洋大学情報連携学部）との共同研究では、「HaaS（Housing as a Service: I o TやA I等を活用し、生活環境に関連する様々なサービスを提供するコンセプト）」という新たな発想の下、「Open Smart UR（2030年の近未来を想定し、UR賃貸住宅における魅力的で安心な暮らしを提案するビジョン）」の実現に向けコンセプトブック「UR 2030」を作成した。また、この一部を具現化したスタートアップモデルを整備し、一般公開等を通じてプロジェクトの概要等を情報発信し、URとINIAD、民間企業48社が連携する「Open Smart UR研究会」を発足させ、プロジェクトを推進した。</p>		
	<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>	<p>(2) 成果の社会還元 蓄積した研究開発の成果は、機構事業への実装を図るとともに、広く社会へ還元するため、研究報告会の開催、学会への発表、地方公共団体の研修への協力、民間事業者への周知活動等により情報発信を着実に実施し、普及を図る。</p>		<p>蓄積した研究成果等の社会還元の間として「ひと・まち・くらしシンポジウム」の実施や「R&R建築再生展」等イベントへの出展等をとおして、UR賃貸住宅の長寿命化に係る研究開発等の成果を発表した。また、日本建築学会大会において、「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」を実現するための技術的事項26編の発表を行った。</p> <p>これらの研究成果のなかから、特許出願2件、特許登録1件を行った。研究成果の一つである「室内臭気低減工法」はプレスリリースを行い、住戸の臭気対策に課題を抱える多様な事業者に対する技術提供を実施した。</p> <p>また、日本建築学会から歴史的価値が高いなどの評価を受け日本の住文化を再認識する存在として旧赤羽台団地のスターハウスを含む4棟が団地初の登録有形文化財（建</p>		

				造物)に登録された。 そのほか、集合住宅歴史館は、 2,504名が来館し、地方公共団体や 企業等の研修(42件)、大学等の授 業(32件)に活用され、各種取材を 11件受けるなど、集合住宅の歴史や 技術の普及に貢献した。		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
無し						